

# 令和4年度 第2回 秋田市権利擁護センター 成年後見セミナー

後見人は身元保証人にはなれないの？

亡くなったら本人の財産はどうなるの？

親族が後見人にならなきゃいけないって本当？

## 成年後見って 難しい！？



後見人がついたら自由に買い物はできないの？

親族後見人には報酬はないの？

お金がない人は制度を利用できないの？

法定後見制度に関する皆さんの疑問に対して

申立から後見人等選任後の動きまでストーリーを通して分かりやすく解説します！

講師紹介



松本総合法律事務所・秋田弁護士会  
弁護士 笈川 正典 氏

平成28年12月より松本総合法律事務所にて勤務。令和2年4月より秋田弁護士会の高齢者・障害者問題対策委員会副委員長に就任。令和3年度より、男鹿南秋地域成年後見利用促進支援会議にて議長を務める。日頃より後見事件（後見人・申立）、高齢者虐待事件などを扱っている。

**成年後見制度**とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な人が、経済的な不利益を受けたり、生活上の不自由さを解消するために「成年後見人」などが法律行為を支援する制度です。



日時

2023  
**2/25(土)**

会場

秋田県生涯学習センター 3階講堂  
(秋田市山王中島町1-1)

参加費

**無料** 先着 **70** 名

開場 **13:00**

開演 **13:30 ~ 15:40**

※秋田市にお住まいの方やその家族の方、支援に携わる方が対象です。



# 令和4年度第2回 成年後見セミナー参加申込書

申込締切

令和5年2月17日(金)

- ※ 定員になり次第、申込を締切ります。
- ※ キャンセルの場合は必ずご連絡ください。
- ※ 感染拡大により変更または中止する場合はご連絡いたします。

申込方法

以下のいずれかの方法でお申込ください。

- ◆ FAXからお申込の場合 ~ 本用紙を使い送信してください。
- ◆ お電話からお申込の場合 ~ TEL 018-862-0102【受付時間 月~金 9:00~17:00】
- ◆ 秋田市権利擁護センター ホームページ内にある「成年後見セミナー」申込フォームからもお申込みが出来ます。

スマホを使ってこちらのQRコードから申込フォームへアクセスできます。▶

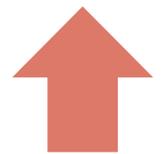


## FAX申込み用紙

## FAX番号 018-862-8900

以下の内容をご記入のうえ、送信してください。

ふりがな	
お名前	
連絡先電話番号	- -



FAX送信方向

※ 講師へのご質問（当日の質疑応答でとりあげる場合があります）

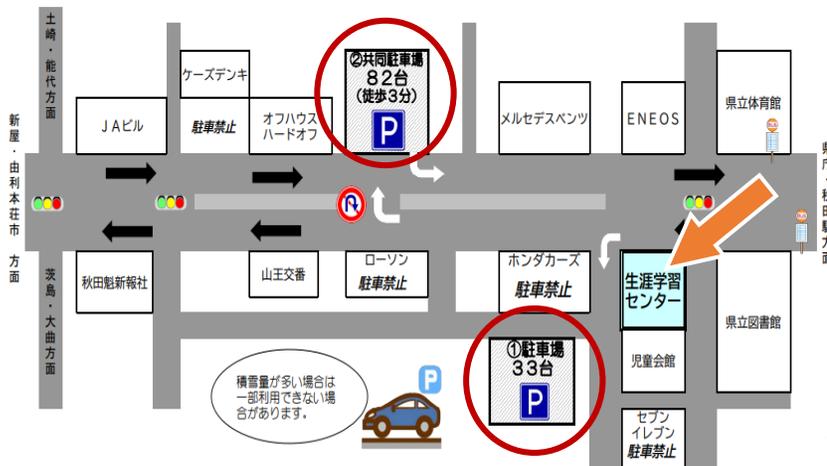
お問合せ先・キャンセルの場合

TEL : 018-862-0102

社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会 秋田市権利擁護センター

秋田県秋田市八橋南一丁目8-2 秋田市社会福祉協議会(老人福祉センター1階)

### 会場案内



会場: 秋田県生涯学習センター 3階講堂  
住所: 秋田市山王中島町1-1

- 秋田駅(西口)から
- ・中央交通線(県庁市役所経由)
  - ・中央交通線(南大通り・県庁市役所経由)
  - ・県立プール線
  - ・臨海営業所線
  - ・県庁・寺内経由土崎線
- 「県立体育館前」下車、徒歩2分

※セミナー当日は大変混み合う恐れがあるためバスなど公共交通機関のご利用をお願いいたします。



- ・途中退出可能です。
- ・体調がすぐれない場合は参加をご遠慮ください。
- ・感染対策のため、会場ではマスクの着用、検温のご協力をお願いいたします。